

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2015 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2015年1月号(J185)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 朱銘氏の作品を違法に複製、模倣被害額は9億新台幣ドル
- 02 全家便利商店のバリアブルポイント特許出願で知財局に敗訴判決
- 03 2014年「台湾の国際ブランドトップ20」を発表、華碩電腦（ASUS）が連覇
- 04 台仏間で競争法適用了解覚書に調印
- 05 104人力銀行求職者資料を不正取得、数字科技と五一八に90万新台幣ドルの賠償命令
- 06 2014年「兩岸CEOサミット」が閉幕、31項目の協力協定/基本合意書に調印
- 07 資策会ARIが「コネクテッド・ビジネス・アライアンス」を発足

台湾知的財産権関連判決例

- 01 実用新案権関連
群聯が普鉅に勝訴し、遠隔制御エミッタ実用新案権を獲得
- 02 商標権関連
「台船」の旧社名「中船」奪回に勝訴判決
- 03 著作権関連
消費者にとってゲーム光ディスクの価値は娯楽効果にあるため、その主要価値は商標権ではなく著作権
- 04 公平取引法関連
廃棄IT機器回収カルテル、業者の敗訴確定

今月のトピックス

J141224X3

01 朱銘氏の作品を違法に複製、模倣被害額は9億新台幣ドル

台湾の著名な芸術家である朱銘氏は「太極」シリーズ等の著名な芸術品を創作してきたが、提携企業がその希少価値を利用して、許諾を受けず違法に複製して販売した。法務部調査局の北部地区機動工作站（Northern Mobile Team、以下「北機站」）は台北の社子、桃園の蘆竹、台中の烏日、彰化の芬園及び南投等の地域にある銅鑄造工場、美術品販売店を捜索して、「太極」シリーズ以外に「関公」、「媽祖」、「達摩」等多数の木彫りや鑄造の模倣品、金型、カタログを押収し、その模倣被害額は計9億新台幣ドルに上った。

朱氏は伝統的な木彫刻と現代彫刻の精神を融合し、その作品はラインがシンプルながら、生命力にあふれ、見る者を感動させている。朱氏の作品は海外でも注目を集め、1997年にはパリのヴァンドーム広場で盛大な展覧会が行われた。1999年には台湾の人々が作品を鑑賞できるように新北市金山区に「朱銘美術館」を設立した。

検察と調査局が調べたところ、容疑者らは朱氏と金型製作の契約を結んだ時に金型を一つ多く複製したり、契約通りに金型を破棄せずに保留したり、さらには正規品から型を取って金型を製作したりしていた。今回押収された高さ2.8mの「太極」シリーズ「単鞭下勢」は正規品の価格が7200万新台幣ドル、高さ3.6mの「十字手」は正規品の価格が6120万新台幣ドルに上る。さらに著名なコレクターである葉榮嘉容疑者が新竹に設立した国家芸術園區において、「太極」シリーズの「起勢」、「単鞭下勢」、「拱門」等の大型模倣品が見つかったほか、同区内で「起勢」の完全な金型と「単鞭下勢」の金型半製品も発見されており、同区に他にも模倣品がないかを引き続き調査する。朱氏は葉容疑者を告訴することを決めている。

さらに、台北の社子にある富龍芸術銅像有限公司の責任者、高健忠容疑者は朱氏と十年余りにわたって提携してきたが、妙見芸術文物の施景文容疑者に外部から朱氏の模倣品の注文を受けるよう委託していた。宜興鑄銅企業社を設立した童清浪容疑者や大智鑄銅有限公司を設立した童穎峰容疑者、童時彦容疑者等は以前に朱氏と契約を結んだことがある。さらに検察官と調査局局員は蓮壇企業、新屋芸術中心でも模倣品を押収しており、高容疑者等は著作権法違反で士林地方検察署へ送検された。（2014年12月）

J141225Y1

02 全家便利商店のバリアブルポイント特許出願で知財局に敗訴判決

全家便利商店股份有限公司（ファミリーマート、以下「全家」）は2007年9月、ゲーム用バリアブルポイント購入方法である「弾性購買遊戯点数之方法（Method For Buying Variable Points）」について知的財産局に発明特許の出願を行っていた。知的財産局は二度にわたる審査の結果、進歩性の欠如により拒絶査定を行った。全家はこれを不服として經濟部に行政訴願を提起したが棄却されたため、行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は先日、知的財産局は全家の該特許を許可すべきであるとして、知的財産局の査定結果を覆す判決を下した。

知的財産裁判所は判決書において、以下のように指摘している。進歩性の判断は先行技術を基礎として判断し、その重点は専利（特許、実用新案登録、意匠登録を含む）出願に係る発明又は創作と先行技術との相違点が容易になし得るものであるか否かにある。その相違点の認定を行うときは、専利出願に係る発明又は創作を総合的に判断すべきであり、その構成要件を個別に考慮すべきではない。このため、進歩性の判断は、1件又は複数の引用文献を組み合わせて判断しなければならず、これは新規性を単一文献を以って判断する方法とは異なる。

知的財産裁判所は以下の通り知的財産局の原処分の認定に誤りがあると認めた。その引例1の商品金額は特定の金額であり、消費者が購入する以前にデータベースにはID番号が登録されている必要がある。それに対して、該特許出願に係る請求項1は、消費者が購入額を任意に指定でき、そのチャージのためのパスワードはゲーム名と指定した購入金額等のデータに対応して生成される。このため、原処分において引例1に該請求項1がすでに開示されているとの認定は採用できない。

さらに、該特許出願に係る発明はゲーム用バリアブルポイント購入方法を提供するものである。それは任意の購入金額を入力した後、消費者が今後チャージを行うためにパスワードを取

得するだけのもので、任意の購入金額を入力した後、同時に消費者のアカウントへのチャージを行うものではない。この方法は現有の取引方式とは異なるが、知的財産局は引例 2 との相違点は商品のみであると認定しており、知的財産裁判所はこの認定についても採用しないとしている。

知的財産裁判所は該特許出願に係る請求項 1～13 を引例 1～3 の組合せと分析対比を行い、引例 1～3 の組合せで請求項 1～13 の進歩性欠如を証明することはできないと認定した。該特許出願に係る発明は専利法第 22 条第 2 項の規定に違反していないため、原処分及び訴願決定をすべて取り消す判決を下した。これにより知的財産局は全家が出願した「弾性購買遊戯点数之方法」に対して許可査定を行わなければならない。(2014 年 12 月)

J141218Y2

03 2014 年「台湾の国際ブランドトップ 20」を発表、華碩電腦 (ASUS) が連覇

2014 年「台湾の国際ブランド価値評価」の結果が 12 月 17 日に発表された。華碩電腦 (ASUS) が連覇したほか、中租控股 (CHAILEASE) が初ランクインながら 12 位にランキングされた。同評価の主催機関は經濟部工業局、執行機関は財団法人台湾経済研究院であり、ブランド価値評価の権威であるインターブランド (Interbrand) に委託して行われた。

工業局のニュースリリースは以下の通り伝えている。華碩電腦は優れた革新力と市場ニーズへの素早い対応によってブランド価値は 17.23 億米ドルと評価され、連覇に成功した。趨勢科技 (TREND MICRO) はワンランクアップの 2 位にランキングされ、旺旺控股 (WANT-WANT) は初のトップ 3 入りを果たした。また中租控股 (CHAILEASE) は金融リース及び関連サービスの分野で傑出したパフォーマンスをみせ、売上高成長率が 20% を上回ったため、初ランクインながら 12 位の好成績をあげ、優れたブランド競争力を示した。総体的にみると、2014 年台湾の国際ブランドトップ 20 は、民生電子、スポーツ/ヘルスケア、IT、リースなどの業種で占められ、台湾全体のブランド成長の原動力は従来の IT 業界から徐々に多元化された業種へと移行していることがうかがわれる。

総合ブランド価値について、2014 年台湾の国際ブランドトップ 20 のブランド価値総額は 87.28 億米ドルに達している。トータルな健康管理とモノのインターネットという二大ブームの下、ブランド価値の成長率が最も高い業種は IT 産業と自転車産業である。例えば、研華科技 (ADVANTECH) や台達電子 (DELTA) はブランド価値がいずれも 20% 以上成長し、そのパフォーマンスは瞠目するに値する。さらに華碩電腦 (ASUS)、趨勢科技 (TREND MICRO)、巨大機械 (GIANT)、美利達工業 (MERIDA)、研華科技 (ADVANTECH)、美食達人 (85°C)、台達電子 (DELTA)、創見資訊 (TRANSCEND)、喬山健康 (JOHNSON)、王品餐飲 (WOWPRIME) 等台湾の国際ブランド企業 10 社は 2014 年のブランド価値が 2013 年に比べて成長しており、台湾ブランド企業による経営努力の成果が現れている。

「台湾の国際ブランド価値評価」は上場企業・株式公開企業の台湾ブランドで、かつブランド経営が国際化されているものを評価対象としている。本評価はインターブランドが毎年発表している「Best Global Brands」と同じ評価システムを採用しており、量化された企業の「財務分析」、質化された「ブランドの役割分析」及び「ブランド力分析」を結合して、台湾の国際ブランドに対する具体的なブランド評価を行い、世界市場競争力における具体的な位置づけを示している。(2014 年 12 月)

| 2014 年台湾の国際ブランド価値評価トップ 20 | | | |
|---------------------------|--------------------|----|----------------------|
| 順位 | ブランド名 (企業名) | 順位 | ブランド名 (企業名) |
| 1 | ASUS (華碩電腦) | 11 | 85°C (美食達人) |
| 2 | TREND MICRO (趨勢科技) | 12 | CHAILEASE (中租控股) |
| 3 | WANT-WANT (旺旺控股) | 13 | DELTA (台達電子) |
| 4 | HTC (宏達国際) | 14 | UNI-PRESIDENT (統一企業) |
| 5 | ACER (宏碁) | 15 | TRANSCEND (創見資訊) |
| 6 | GIANT (巨大機械) | 16 | JOHNSON (喬山健康) |
| 7 | MAXXIS (正新輪胎) | 17 | D-LINK (友訊科技) |
| 8 | MERIDA (美利達工業) | 18 | CYBERLINK (訊連科技) |
| 9 | SYNNEX (聯強国際) | 19 | WOWPRIME (王品餐飲) |
| 10 | ADVANTECH (研華科技) | 20 | ZYXEL (合勤科技) |

J141219Y4

J141219Z4

04 台仏間で競争法適用了解覚書に調印

行政院公平交易委員会（日本の公取委に相当。以下「公平会」）とフランス競争委員会は 2014 年 12 月 18 日、「台仏間競争法適用了解覚書」に正式調印した。相互の協力関係をさらに拡大し続けるため、同覚書は 2004 年に調印された協力協定に置き換わるものとなる。

公平会によれば、今回の覚書は異なる場所でそれぞれ署名されたという。まずは公平会の呉秀明主任委員が 11 月 3 日に台北で署名し、その後フランス競争委員会の Bruno Lasserre 委員長が台北時間 12 月 18 日深夜に台湾の駐仏代表処にて署名した。同覚書には中国語、フランス語、英語の 3 バージョンがあり、内容は 6 条から構成されている。重要な規定には双方の協力、交渉、会議の招集、機密情報の交換等が含まれている。

さらに公平会は以下のように説明している。2004 年にフランスと調印した協力協定は、台湾が欧州国家と初めて調印した競争法関連の協力協定であり、これまで同協定の枠組みにおいて複数回にわたり双方の首長会談が行われてきた。近年台仏双方の競争法主務機関の組織変更が行われ、2008 年 8 月にフランス競争評議会からフランス競争委員会に改名され、公平会は 2012 年 2 月に行政院直属の独立機関となっている。さらに双方の根拠法にも大きな変更があり、フランスではフランス競争委員会に企業結合の事案に対する調査と決定の権限が新たに賦与され、台湾の公平交易法は 2011 年 11 月に連合行為（カルテル）の事案に対する「リニエンス制度」適用条項が新設された。2012 年 6 月フランス競争委員会の Lasserre 委員長は來台して公平会主催の「2012 年競争政策及び競争法国際セミナー」に参加し、その期間中に公平会の呉秀明主任委員と会談を行い、双方は機関の現況に合わせて 2004 年の協力協定を見直すことに同意した。その後覚書調印のためのすり合わせが行われ、数回の交渉を経て内容が決定され、調印に至った。

経済のグローバル化と自由化とともに、国境を越えた企業結合や反競争的行為が増えている。国際間では、国内の競争秩序に影響を及ぼす可能性がある国際事案を有効に処理するため二国間又は多角的な協力文書に調印することで執行機関同士の協調協力を強化することができる、と認識されているため、公平会は積極的に他国の競争法主務機関との二国間競争法関連協力文書の調印に力を入れている。台仏競争法適用了解覚書の調印によって、より密接な協力関係強化に役立ち、双方の市場における公正競争環境の維持に共に尽力できる。

さらに、公平会はフランス競争委員会と競争法適用了解覚書を調印した経験と成果に基づいて、米国や他の欧州諸国の競争法主務機関と良好な協力関係を引き続き拡大し、二国間及び多角的な競争法領域の法執行における協力を促進していくことを目指している。（2014 年 12 月）

J141218Y4

05 104 人力銀行求職者資料を不正取得、数字科技と五一八に 90 万新台湾ドルの賠償命令

数字科技股份有限公司（Addcn Technology Co., Ltd.、以下「数字科技」）とその子会社である五一八網路科技股份有限公司（518 Technology Co., Ltd.、以下「五一八公司」）は 2012 年 5 月から 12 月までの間、「好室佳室内裝修股份有限公司」（以下「好室佳公司」）の名義で求人サイト「104 人力銀行」に求人情報を載せ、不正に求職者の履歴資料を取得し、同サイトを経営する一零四資訊科技股份有限公司（104 Corporation、以下「一零四資訊科技」）の営業秘密を侵害した。

全案の第一審原判決では、数字科技、五一八公司及び好室佳公司に対して 47 万 2500 新台湾ドルの賠償金支払いが命じられたが、双方がこれを不服として上訴を提起した。第二審の知的財産裁判所は、好室佳会社が掲載した 2 件の求人広告の連絡先がそれぞれ数字科技及び五一八会社の従業員となっており、ここから数字科技と五一八会社が好室佳の会員 ID を借りて、104 人力銀行の求職者の履歴資料を閲覧し収集したことがわかり、これは営業秘密法の違反にあたり認定した。知的財産裁判所は数字科技と五一八公司に対して、一零四資訊科技へそれぞれ 60 万新台湾ドルと 30 万新台湾ドルを賠償するよう命じた。（2014 年 12 月）

J141217Y5
J141216Y5
J141217Y8
J141216Y8

06 2014年「兩岸CEOサミット」が閉幕、31項目の協力協定/基本合意書に調印

台北で開催された「兩岸企業家峰会」(Cross-Strait CEO Summit)の年会「2014年兩岸企業家台北峰会」が2014年12月16日に幕を閉じた。同会は「企業提携を深め、転換とレベルアップを推進」をテーマとして掲げ、兩岸(台湾と中国)のCEOが800名余り参加し、産業協力に関する議題20項目について一歩踏み込んだ討論を行った。合計31項目に上る協力協定や基本合意書に調印し、大きな成果をあげた。中小企業と文化創意産業(Cultural and Creative Industry)がそのうち24項目を占めている。

前記の24項目に上る協力協定/基本合意書のうち、9項目は中小企業関連、15項目は文化創意産業関連である。上海自由貿易試験区における「台湾商品中心(台湾製品センター)」設立に関する基本合意書、阿里巴巴集团(アリババグループ)と兩岸企業家峰会傘下の文化創意産業協力推進グループとが調印した「兩岸文化創意企業のインターネット利用における知的財産権保護への協力に関するイニシアチブ」が含まれる。同イニシアチブにより、今後アリババのプラットフォームにおいて模倣品が見つかったときは、強制的に商品の掲載を削除する。この協力は、兩岸の文化創意業者と電子商取引業者とが連携し、積極的にプラットフォームにおける違法コピー商品を撃退し、知的財産権を有効に保護するシステムを確立するという決意と実践のスタートを象徴するものとなっている。

その他に、エネルギー石油化学設備産業協力推進グループによる2項目(「福建漳州の古雷石油精製一体化(統合)投資項目提携枠組協定」と「兩岸工作機械協力覚書」)、IT家電産業協力推進グループによる2項目(5Gモノのインターネットやクラウドコンピューティングのような先端商品に関する協力を含む)、金融業協力推進グループによる2項目(シンジケートローン関連)があり、さらにバイオ及び健康介護産業協力推進グループも兩岸の「医薬品の審査と承認に関する協力」、「医薬品臨床試験に関する協力」、「兩岸の合資/合作医療機関の発展促進」についてコンセンサスを得た。

「兩岸企業家峰会」は兩岸(中台)の企業家(CEO)を主体とし、兩岸企業間の協力推進と兩岸経済貿易戦略の対話を目的として、長期的に有効性を有し、常設される民間交流プラットフォームであり、兩岸企業が共にグローバル経済の新たな局面に直面して、より密接な連携と協力を確立するための重要なトライアルでもある。「兩岸企業家峰会」は2013年に発足された後、事務局を常設して毎年台湾と中国が交替で年会を開催している。兩岸企業のニーズに応じて推進グループを設置し、具体的、実務的な方法で兩岸企業の協力を推進し、今後の兩岸産業協力に関する議題を共に討論して、相互利益とウィンウィンという目的達成を目指す。(2014年12月)

J141204Y5
J141203Y5
J141204Z5
J141203Z5

07 資策会ARIが「コネクテッド・ビジネス・アライアンス」を発足

コネクテッド・ビジネス(Connected Business)がスマート産業にとって「兵家必争の地」であることに鑑み、財団法人資訊工業策進会(Institute for Information Industry,以下「資策会」)の前瞻科技研究所(Advanced Research Institute,以下「ARI」)は2014年12月3日正式に「智慧産業-聯網商業聯盟(コネクテッド・ビジネス・アライアンス)」を立ち上げ、台湾初となる「コネクティッド・ビジネス」のビジネス革新プラットフォームを構築したと発表した。同時に、アライアンスの発起メンバーである騰訊(Tencent)もWeChat「オフィシャルID」アプリプログラムインターフェース(API)の利用を中小企業に無料で開放すると発表し、台湾コネクティッド・ビジネス商機にとって更なる吉報となった。

資策会のARIと雲端系統軟體研究所(Cloud System Software Institute,以下「CSSI」)は協力して三大先端情報通信技術(スマート・システム・サービス、ビッグデータ分析技術、APIクラウド管理ツール)を統合し、まずは四大スマート核心産業(スマート観光、スマートヘル

スケア、スマート小売、スマートパーク)に焦点をあて、国内外のリーディングカンパニーと手を組んでこれらの産業を発展させていく。リーディングカンパニーには、国際パートナーとして米インダストリアル・インターネット・コンソーシアム (Industrial Internet Consortium)、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 及びツールパートナーとして騰訊の WeChat、創市際市場研究顧問 (InsightXplorer)、紅谷資訊 (HongKu Info) の愛評網 (Ipeen)、康迅數位整合 (Payeasy Digital Integration) の 17Life、分野パートナーとして李祖原聯合建築師事務所 (C.Y.Lee & Partners)、帆宣系統科技 (Marketech International)、技術パートナーとして華碩雲端 (ASUS Cloud)、英業達 (Inventec)、台湾怡海雲端 (上海怡海軟體技術有限公司の台湾支社)、伯仲國際 (EC-Network)、IBM 等国内外の大手・中堅企業 12 社が含まれる。

また、業界関係者が「産業のコネクテッド化」という国際の動向をより一層理解、認識できるように、ARI は 3 日、「智慧産業趨勢高峰論壇 (スマート産業動向サミットフォーラム)」を開催して、ビッグデータ、API エコノミー、IoE (Internet of Everything) 等の科学技術を運用して、台湾が転換するための成功のカギをいかに生み出すか、スマート産業が先端技術をいかに結合し、クリック・アンド・モルタル・ビジネスのチャンスを構築するかを検討した。当日フォーラムにおいて、騰訊 WeChat、北京騰雲天下科技 (TalkingData)、李祖原聯合建築師事務所、力晶科技 (Powerchip Technology Corporation)、東森國際集團 (Eastern Media International Corporation)、清華大学の史欽泰教授、中央研究院 (Academia Sinica) の劉炯朗院士等を始めとする国際的に著名な業界の専門家や講師を招き、各分野の科学技術の応用と発展について共に検討がなされた。また彼らは世界の動向に対する独自の観察を示すことで、産業が革新、転換するための重要戦略や台湾のチャンスを分かち合った。

ARI は、「コネクテッド・ビジネス・アライアンス」を通じて中小企業に参加を呼びかけ、ARI が開発した「スマート・システム・サービス」を運用し、企業の資産を「コネクティッド・ビジネス」の「種子」に転換し、業者と共同でビジネスを革新して、少なくとも千社以上をつなげる API プラットフォームを構築し、台湾初の開放型ビジネス SaaS (ソース、Software as a Service) プラットフォームとすることを目指している。台湾産業が新たな世界 1 兆米ドル規模「産業のコネクテッド化」のチャンスを切り拓くことができるよう、台湾の中小企業と新世代の創業者を世界の舞台へと導いていく。(2014 年 12 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 実用新案権関連

■ 判決分類：実用新案権

I 群聯が普鉅に勝訴し、遠隔制御エミッタ実用新案権を獲得

■ ハイライト

群聯電子股份有限公司 (Phison Electronics Corp.、以下「群聯公司」と) 普鉅有限公司 (Puu-Jiuh Co., Ltd.、以下「普鉅公司」と) の「設於個人隨身觸控通信設備之遙控發射器 (個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ)」実用新案権関連訴訟に関して、知的財産裁判所第一審は群聯公司勝訴の判決を下し、普鉅公司に公告第 M406889 号「個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ」実用新案権を移転登録し、群聯公司の所有とするよう命じた。本件はさらに上訴できる。

2010 年に普鉅公司が群聯公司に製品「iController」の開発を委託し、2010 年 12 月 13 日群聯公司が提出した「プロジェクト開発開始声明書」に署名した。

該「プロジェクト開発開始声明書」第 7 条に「本プロジェクトで派生した著作権、商標権、専利権 (訳注：特許権、実用新案権、意匠権を含む) 等の知的財産権は当社 (即ち群聯公司) の所有に帰す」と明記されており、群聯公司は普鉅公司に「製品専売権」を与えている。

ところが、普鉅公司は 2010 年 12 月 29 日独断で群聯公司の所有に帰すべき製品「iController」の研究開発成果について經濟部知的財産局に対して実用新案登録を出願し、公告第 M406889 号「設個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ」実用新案権を取得した。

群聯公司は裁判所に対して訴訟を提起し、当該実用新案権を「プロジェクト開発開始声明書」の規定に基づき該社 (群聯公司) 所有への移転登記を請求するとともに、営業秘密法に基づき普

鉅公司に 500 万新台幣ドルの損害賠償支払いを請求した。

裁判所は、両社間の「プロジェクト開発開始声明書」第 7 条において本プロジェクト開発で派生した専利権は群聯公司の所有に帰すと約定されているため、「iController」プロジェクト開発で派生した専利権は群聯公司の所有に帰すべきであり、普鉅公司が独断で専利（ここでは実用新案登録）を出願して許可を得たことは、双方間の契約（即ち、プロジェクト開発開始声明書）の約定に違反しており、該専利権を移転登録して群聯公司の所有とすべきであるとの判決を下した。

さらに群聯公司は営業秘密法の規定に基づき、営業秘密侵害に対する損害賠償金支払いを請求した。群聯公司は該専利技術が営業秘密法で定める「営業秘密」の要件を満たしていると証明する関連証拠を提出していないため、この部分の請求は許可し難いとの判決が下された（2013 年 12 月 31 日 工商時報 A21 面）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】102 年度民專訴字第 29 号

【裁判期日】2013 年 12 月 12 日

【裁判事由】専利権（実用新案権）帰属等

原告 群聯電子股份有限公司（Phison Electronics Corp.）

被告 普鉅有限公司（Puu-Jiuh Co., Ltd）

上記当事者間の専利権（実用新案権）帰属等事件について、本裁判所は 2013 年 11 月 14 日に口頭弁論を終え、次の通り判決する。

主文

被告の普鉅有限公司（以下「普鉅公司」）は公告第 M406889 号「個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ」実用新案権を原告の群聯電子股份有限公司（以下「群聯公司」）の所有に移転登録せよ。

訴訟費用（原告の取下げ部分を除く）を被告の普鉅有限公司の負担とする。

一 両方当事者の請求内容

（一）原告：

被告の普鉅公司是公告第 M406889 号「個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ」実用新案権を移転登記して原告の所有とせよ。

訴訟費用は被告の負担とする。

（二）被告：

原告の請求を棄却する。

不利な判決を受けた場合は、担保を立てるので、仮執行免脱宣言申立の許可を請求する。

二 本件の争点

1. 被告が取得した公告第 M406889 号「個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ」の実用新案権は原告と被告のどちらに帰属するのか。

2. 原告が被告に上記実用新案権を移転登記して原告の所有とするよう請求することに理由があるのか。

（一）原告主張の理由：略。判決理由の説明を参照。

（二）被告答弁の理由：略。判決理由の説明を参照。

三 判決理由の要約

一、被告が取得した公告第 M406889 号「個人用タッチ制御通信装置に設置する遠隔制御エミッタ」の実用新案権は原告と被告のどちらに帰属するのか。

被告の普鉅公司是 2010 年原告に製品「iController」の開発を委託し、2010 年 12 月 13 日に係争「プロジェクト開発開始声明書」に署名して原告に提出しており、「プロジェクト開発開始声明書」第 7 条には、「本プロジェクトで派生した著作権、商標権、専利権等の知的財産権は原告の所有に帰す」と明記されている。上記約定に基づき、被告がプロジェクトに出資した

か、又は初期の商品に対するニーズや初期の構想を提供したかに拘わらず、「プロジェクト開発開始声明書」に署名した後に完成した実際の製品技術について、専利出願権と専利権はいずれも原告の所有に帰すべきである。

二. 原告が被告に上記実用新案権を移転登記して原告の所有とするよう請求することに理由があるのか。

係争専利（実用新案）の請求項 1～12 の技術的特徴はすでにそれぞれ開示されており、係争専利（実用新案）は双方間の「iController」開発プロジェクトで派生した専利権（実用新案権）であると認定できる。双方間の「プロジェクト開発開始声明書」第 7 条にて、係争専利の専利出願権と専利権は原告の所有に帰すと約定されている。被告は独断で出願し、係争専利権を取得しており、原告が双方間における契約の不履行、権利侵害行為、不当得利の法律関係に基づき、被告に係争専利権を移転登記して原告の所有にするよう請求することには、正当な理由がある。さらに原告が営業秘密法第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条の規定に基づき、営業秘密侵害の損害賠償金の支払いを請求しているが、係争専利技術が営業秘密法第 2 条に規定される「営業秘密」の要件を満たすことを証明する関連証拠を提出していないため、この部分の請求は許可し難い。

本件プロジェクトの開発プロセスについては、双方が正式に書類に署名する以前、原告は被告のために技術の研究及び開発に着手しており、原告が一定の成果を得た時点で、具体的で明確なソリューションを提供した後、双方は正式に「プロジェクト開発開始声明書」に署名しているため、原告が提出した最終技術ソリューションは正式に署名される前の研究開発プロセスと連続性の関係を有し、分割することはできない。係争専利技術は 2010 年 12 月 28 日原告によって実際に完成され、被告は 2010 年 12 月 29 日に係争専利の出願を行っているが、いずれも係争プロジェクト開発開始声明書が 2010 年 12 月 13 日に署名された後であり、係争専利権は原告の所有に帰すべきである。

以上の次第で、本件双方間の係争プロジェクト開発開始声明書第 7 条において、本プロジェクトの開発で派生した専利権は原告の所有に帰すと約定されているため、係争専利権は「iController」プロジェクトの開発で派生した専利権であり、原告の所有に帰すべきである。被告が独断で専利を出願し許可されたことは、双方間の契約の約定に違反するものであるため、原告が双方間の契約及び債務の不履行、権利侵害行為、不当得利の法律関係に基づいて、被告に対し係争専利権を移転登録して原告の所有とするよう請求することには正当な理由があり、許可すべきである。原告からの営業秘密の法律関係に基づく請求部分については、係争専利技術が原告の営業秘密であることが証明されていないため、この部分の請求はなお許可し難い。ただし、この部分は前述の許可部分の請求と請求権競合による併合の関係にあるため、棄却を別途知らせない。

2013 年 12 月 12 日

知的財産裁判所第一法廷

裁判官 彭洪英

02 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「台船」の旧社名「中船」奪回に勝訴判決

■ ハイライト

台湾が世界に誇る造船会社「台湾国際造船公司」（以下「台船」）は 2007 年 8 月に「中国造船」の商標を登録していたが、2009 年 2 月台船で長年董事（取締役）を務めた許〇堅が「中国造船公司」を設立する事件が発生し、台船は「中国造船」商標の侵害にあると主張していた。知的財産裁判所は先日、許〇堅に「中国造船」を社名に使用してはならないとの判決を下した。

台船の旧名は「中国造船公司」であり、2007 年政府が実施した「正名（名称の本土化）」に依って、「台湾国際造船公司」と改名した。台船が登録した商標は元来「中国造船」であり、許〇堅が設立を申請した「中国造船公司」に対して台船は自社の商標を侵害されているとして

訴訟を提起した。知的財産裁判所は、「中国造船」が「台湾国際造船」によって長年にわたり使用された著名商標であることを許○堅は明らかに知りながら、該名を社名として登記したことは確かに視覚的、聴覚的に混同を招くと認定し、許○堅に「中国造船」を社名として使用してはならないとの判決を下した。

判決が下された後、知的財産裁判所は許○堅に対して新聞第一面に連続 3 日間判決の主要部分を掲載するよう命じた。全件はさらに上訴することができる。【自由時報 2013 年 12 月 30 日】

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】102 年度民商訴字第 22 号

【裁判期日】2013 年 12 月 16 日

【裁判事由】商標権侵害行為の排除等

原告 台湾国際造船股份有限公司

被告 中国造船股份有限公司

上記当事者間における商標権侵害行為の排除事件について、本裁判所は 2013 年 11 月 18 日に口頭弁論を終え、以下のように判決を下すものである。

主文

被告は「中国造船」と同一又は近似する文字をその社名の主要部分に使用してはならず、「中国造船」と同一又は近似する文字を含まない名称に社名の変更登記を行わなければならない。

被告は連帯で費用を負担し、本件判決書の裁判番号、当事者、裁判事由及び主文全文を蘋果日報（高さ 11.4cm×幅 4.4cm の紙面）、聯合報（高さ 13.8cm×幅 4.95cm の紙面）及び自由時報（高さ 4.5cm×幅 9.2cm の紙面）の全国版第一面にそれぞれ 3 日連続で掲載しなければならない。

訴訟費用は被告が負担する。

一 事実要約

原告の旧社名は「中国造船股份有限公司」である。原告は民営化以前、誰もが知る著名な国営企業で、2007 年に政府による「正名（名称の本土化）」を国営企業から始めるという政策に依って、2007 年 3 月 1 日原告の株主総会で「中国造船股份有限公司」から「台湾国際造船股份有限公司」への改名が承認され、2008 年 12 月に株式が上場されて、無事に民営化が完了した。

原告は 2007 年 3 月 1 日に株主総会で社名変更が可決されたが、原告は長年にわたって「中国造船」を会社の名称としており、原告の経営、宣伝及び販売によって「中国造船」の名称は原告を代表し、指し示す著名商標となっている。

被告の許○堅は「中国造船」商標が原告の著名商標であり、且つ改名前の会社名称であり、原告にとって 30 年の歴史を持つ看板（商標、商号、標識）であると明らかに知りながら、2009 年 2 月 9 日に原告がすでに登録している係争の中国造船商標を使用し、被告の「中国造船股份有限公司」設立を申請した。

二 両方当事者の請求内容

原告の請求：主文に示す通り。

被告の請求：原告の請求を棄却する。

三 本件の争点

- (一) 係争の「中国造船」商標は著名商標であるか否か。
- (二) 原告が 2007 年に改名した後、係争商標は再び使用されていたか否か。
- (三) 被告による中国造船股份有限公司の登記は商標法第 70 条第 2 号規定事由に該当するか否か。
- (四) 原告が被告に対して「中国造船」の名称を使用しないこと、及び（判決文を）新聞に掲載することを請求するのに理由が有るか否か。

四 判決理由の要約

(一) 係争の「中国造船」商標は著名商標であるか否か：

原告は1973年に政府の「十大建設」政策に合わせて設立され、その造船の実績は誰もが知る所であり、台湾における唯一の巨大造船会社であり、「中国造船」と聞けば原告を連想するため、原告は関連する事業や消費者が普遍的に認知する企業であり、原告の係争商標「中国造船」は著名商標に属する。

本件の原告はその旧社名である「中国造船」の商標登録を出願しており、これは原告の全職員が造船業界において長年にわたり築いてきた名声によるもので、一朝一夕に成就できるものではない。該商標を取得する目的は原告が造船業界における長年の信用と名声を保有するためであり、その他の企業主体と区別するためではない。政府の政策転換により原告は社名を変更するよう要求され、原告は致し方なく受け入れた。ただし、原告が長年にわたり国内外の造船業界で築いてきた名声は原告にとって重要な資産であるため、2008年4月16日から係争商標を次々と取得し、商標権の独占使用に対する効力を得ており、社名変更により影響を受けることはない。

(二) 原告が2007年に改名した後、係争商標は再び使用されていたか否か：

原告は中国語名を変更しているが、英語名はなお「China Shipbuilding」を使用しており、これは元来使用していた「CSBC」に等しい。また原告が発行する雑誌「台湾国際造船月刊」の表紙には毎期とも「CSBC/中船/中国造船/台船/台湾造船/台湾国際造船」を使用しており、その歴史を伝承しており、その中に係争商標「中国造船」も含まれている。上記事実証拠に基づき、原告は商品とサービスの販売を目的として、係争商標「中国造船」をサイトのページ、サイト上に掲載される動画、原告が対外的に宣伝するDVD、対外的な英文での通知、雑誌等による原告会社の紹介、商品カタログ、原告の造船設備及び作業管理における競争力を述べるビジネス文書と広告に標示することは、前出商業法第5条に定める商標使用の行為に該当する。

(三) 被告による「中国造船」名義での会社登記は係争商標を侵害するか否か：

商標法第70条第2号規定によると、著名商標権者は「(商標権侵害者が他人の)著名商標を自らの会社を表す名称としていること」を証明する証拠を提出するだけで、「関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある」又は「当該商標の識別力又は信用・名声を減損(希釈)する」等の(侵害の)要件を満たすことができる。公司法(会社法)で定められる会社の名称の登記は、名称が既存の同類業務の会社と完全に同じでなければ行うことができ、単純な形式の対比である。これは商標法の立法趣旨が公正競争の維持であり、消費者にそれが表彰する商品又は役務の出所とトレードドレスを認知させるという目的とは異なる。したがって、著名商標の中英名称を社名として会社登記するときは、商標法理に基づきそれが公衆に誤認混同させるおそれ(これは公衆に当該標示や当該商標に対して連想させるおそれも含まれる)がある否かを決定すべきである。

被告の許○堅は原告の董事(取締役)に相当)を務めたことがあり、「中国造船」の名義で知的財産局へ商標登録を出願したこともある。それは「中国造船」の名義で会社設立を申請しており、「中国造船」が原告の登録した商標であり、知的財産許局が著名商標と認定していることを知っている。

さらに、被告の許○堅が運輸業界関係者の集まる公の場において、「中国造船股份有限公司 董事長許○堅」名義の賀聯(祝賀の対句)を用いて混同を生じさせたため、原告はその商業上の信用を減損されたとして2012年6月13日被告に警告書を送った。被告は「中国造船」の名義で会社設立を許可された後、米国のPORTER HEDGES LLP法律事務所に委託して2013年1月30日原告に書簡を送り、原告による米国での名称「CSBC」の使用は、被告と関連、結合があることを想起させると指摘した。これからもまた被告による「中国造船」、「China Ship Building」名義での会社登記が関連する者に原告の係争商標と誤認混同させる可能性があることを証明できる。

被告の許○堅は、「中国造船」は原告が長年経営していたもので、著名商標であることを明らかに知りながら、この名義を以って会社設立登記を行った。これは、関連する事業又は消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあり、原告の係争商標の権利が侵害されたとみなすことができ、原告が被告に除去を請求することには根拠がある。

(四) 原告が被告に連帯で新聞に判決文を掲載するよう請求することに理由が有るか否か：

被告は係争商標「中国造船」の名義で会社設立の登記を行い、船舶業界関係者や一般大衆に

被告の中国造船股份有限公司が原告と関連があると誤認させた。原告の業務上の信用を回復するため、被告が連帯で費用を負担し、本件民事確定判決書の裁判番号、当事者、裁判事由及び主文(全文)を蘋果日報、聯合報、自由時報の新聞にそれぞれ3日連続で掲載するよう命じる判決を請求することは必要なものである。況してや許○堅は原告の董事を務めたことがあり、以前「中国造船」商標を出願して知的財産局から拒絶査定を受けており、その利害関係をより一層理解したはずであり、なお「中国造船股份有限公司」の名称で会社登記を申請したことは善意とはいえ、よって原告が前記規定に基づき、人々の認識を正すために本判決を新聞に掲載するよう請求したことは、法に合わないところはない。

以上をまとめると、被告の許○堅が係争商標「中国造船」が著名商標であると明らかに知りながら、該商標の中国語を自らの会社名としたことは、関連消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるため、商標法第70条第2号規定に基づいて商標権の侵害とみなす。原告が公司法第69条第1項、公平交易法（日本の独占禁止法、不正競争防止法などに相当）第30条及び第20条第1項第2号規定に基づき被告に対して、「中国造船」と同一又は近似する文字をその社名の主要部分に使用してはならず、かつ「中国造船」と同一又は近似する文字を含まない名称に社名の変更登記を行わなければならないと請求することには理由があり、許可すべきである。

結論：本件原告の請求には理由があるため、民事訴訟法第78条により主文の通り判決する。

2013年12月16日
知的財産裁判所第一法廷
裁判官 李維心

03 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I 消費者にとってゲーム光ディスクの価値は娯楽効果にあるため、その主要価値は商標権ではなく著作権

■ ハイライト

本件では海賊版ゲーム光ディスクが著作権と商標権を同時に侵害している。メーカーは価格設定において、投入した資金に生産者としてのゲームに対する品質保証を加算した後、該ゲームの光ディスクに平均配賦して算出している。したがって投入したコストは著作権の価値に反映され、品質の保証は商標権の価値となっている。しかしながら消費者にとっての価値は娯楽効果にあり、たとえゲーム光ディスクが有名企業によるものであっても、娯楽効果が高くなければ消費者に購買させることは難しく、ゲーム光ディスクの主要価値は著作権部分にあるといえる（裁判要旨内容は法源資訊股份有限公司が整理）。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事付帯民事判決
【裁判番号】102年度重附民上字第3号
【裁判期日】2013年10月17日
【裁判事由】著作権法違反

上訴人 王○花
呉○恂
柳○仁

被上訴人 米マイクロソフト（Microsoft Corp.）

上記当事者間における上訴人による著作権違反の付帯民事訴訟事件について、上訴人は台湾新北地方裁判所の2012年12月27日に為された一審付帯民事訴訟判決(100年度知重附民字第7号)を不服として上訴を提起した。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決における上訴人に対する元金及び利息部分590万新台幣ドル余の連帯支払い命令と、該部分の仮執行宣言をいずれも取り消す。

前記取消部分について、被上訴人の原審における請求及び仮執行宣言申立をいずれも棄却する。

上訴人のその他の上訴を棄却する。

一 両方当事者の請求内容

一. 被上訴人の請求：

1. 上訴人の王○花、呉○恂、柳○仁等は連帯で被上訴人に80,595,550新台幣ドル及び起訴状副本の送達翌日から支払い済みまで年5%での割合による利息を支払うべきである
2. 上訴人等は連帯して費用を負担し、本件の刑事最終事実審の判決書主文及び事実欄、並びに本件の民事最終事実審の判決書主文欄を、縦25センチ×横19センチのサイズで、経済日報の第一面下半分に1日間掲載しなければならない。
3. 上訴人は連帯して費用を負担し、起訴状添付資料一に記載された謝罪文を、縦25センチ×横19センチのサイズで、経済日報の第一面下半分に1日間掲載しなければならない。
4. 第1項声明について、被上訴人は担保を立てるので、仮執行宣言申立の許可を請求する。

二. 上訴人等の請求：

被上訴人の請求及び仮執行宣言申立の許可請求を棄却すべきである。

3. 原審では、1. 上訴人の王○花、呉○恂、柳○仁は連帯して被上訴人に695万7,735新台幣ドルを支払うとともに、上訴人の王○花、呉○恂は2011年9月30日から、上訴人の柳○仁は2011年10月1日からそれぞれ支払い済みまで年5%での割合による利息を支払わなければならない、2. 上訴人の王○花、呉○恂、柳○仁は連帯して費用を負担し、本件の民事最後事実審判決書の主文欄を、25センチ×19センチのサイズで、経済日報一面の下半分に1日間掲載しなければならない、3. 被上訴人のその他の主張は棄却する、4. 原判決第1項について、被上訴人が231万9,000新台幣ドルを上訴人の王○花、呉○恂、柳○仁に担保として立てた後、仮執行してもよい、との判決が下された。上訴人等はこの判決を不服として上訴を提起した。上訴の請求は1. 原判決の上訴人等に不利な部分を取り消す。2. 前記取消部分について、被上訴人の一審における請求及び仮執行宣言申立の許可請求を棄却する。被上訴人の答弁声明による上訴を棄却する。

二 判決理由の要約

- (一) 被上訴人の主張によると、上訴人等は2008年7月1日から2010年9月28日までの間、被上訴人の同意又は許諾を受けずに、被上訴人の著作権及び商標権を侵害した海賊版光ディスクを販売し、さらに新北市○○区○○街○○号00楼及び○○市○○区○○路○○巷○○○○号00楼に海賊版のXBOXゲーム光ディスク85枚、XBOX360ゲーム光ディスク30,006枚を所持していたため、警察は2010年9月28日に上記数量の海賊版光ディスクを押収した等の事実がある。すでに本裁判所102年度刑智上訴字第22号判決において上訴人等は著作権法第91条の1第3項の光ディスクが著作財産権を侵害していると知りながら頒布した罪、商標法第97条の模倣商標の商品を販売した罪、刑法第216条、第220条第2項、第1項、第210条の準私文書偽造同行使罪を犯し、観念的競合に基づき一番重い罪である刑法第216条、第220条第2項、第1項、第210条の準私文書偽造同行使罪を以って論じることが認められている。また、上訴人等は著作権法第91条の1第3項の光ディスクが著作財産権を侵害していると知りながら頒布した罪、商標法第97条の模倣商標の商品を販売した罪、刑法第216条、第220条第2項、第1項、第210条の準私文書偽造同行使罪について、犯意を連絡し、行為を分担したため、共同正犯であり、上訴人の呉○恂は1年6カ月の懲役、上訴人の王○花は1年の懲役、執行猶予4年、上訴人の柳○仁は1年2カ月の懲役にそれぞれ処せられた。該刑事判決

書1部は、ファイルにあるので調べることができる。当初の規定から引証して、被上訴人が主張する前記事実は、真実であると認めるべきである。

(二) 調べたところ、上訴人の王○花、呉○愆、柳○仁等は刑事判決付表3に示される38種類の被上訴人が発行したゲームソフト光ディスク(総数2,933枚余り)を違法に共同で頒布、所持したほか、刑事判決付表1、2に示される「XBOX Development Kit」又は「XBOX 360 Development Kit」のコンピュータプログラム著作物を含む光ディスク総数30,091枚余りを違法に頒布、所持しており、その罪状は軽微ではない。上訴人等は低い利潤で販売しているが、摘発された本件の犯罪期間は1年以上にわたり、短くないため、被疑侵害物は一定の数量が市場で流通しているはずである。さらに上訴人が低い利潤で販売していること、被上訴人の市場経済における地位と上訴人等の年齢、社会的地位、就労所得及び経済状況等の様々な状況を参酌し、原審が刑事判決付表3に示されるゲームプログラムソフトについては一著作物あたり10万新台幣ドルで損害額を算出し、「XBOX Development Kit」、「XBOX 360 Development Kit」の著作物については30万新台幣ドルでそれぞれ損害額を算出したことは妥当であると認める。被上訴人は上訴人の王○花、呉○愆、柳○仁に対して連帯してその著作権が受けた損害額である計440万新台幣ドル(即ち 38×10 万新台幣ドル $+ 2 \times 30$ 万新台幣ドル $= 440$ 万新台幣ドル)を請求してもよい。

(三) 調べたところ、本件上訴人の王○花、呉○愆、柳○仁が刑事判決添付資料1~6に示される被上訴人の所有する商標権を侵害した模倣商標光ディスクは合計30,091枚あり、すでに1,500件を上回っている。改正前商標法第63条第1項第3号のただし書規定に基づいて、(押収した商品が1500件を超えるときは)その総額で賠償金額を定めるべきである。また、原審は本件で押収した原告商標権を侵害した商品の小売単価については、押収した価格表、見積書等の証拠書類から、価格表の「360」という記載が「XBOX 360」の模倣商標光ディスク1枚当たりの販売単価であり、これは見積書において「三」という略称となっていることを知り得る。また価格表における「D5」、「D9」の記載は不明確であり、それが何を意味するのかを一目で知ることは難しいが、日本のソニー・コンピュータエンタテインメントが発行する「PlayStation2」ゲーム光ディスクは正規版、海賊版に拘らず、その販売価格はいずれも被上訴人の発行する「XBOX」、「XBOX 360」光ディスクよりも低い。また「XBOX」、「XBOX 360」のゲーム光ディスクはいずれも被上訴人が発行しているもので、販売価格の格差は大きくない。価格表において「D9」が示す模倣商標光ディスクの小売単価は、「360」で示される単価に相当、又は近似しており、「D9」の記載が「XBOX」模倣商標光ディスクの小売単価を示し、見積書では「九」という略称になっていることは明らかである。さらに上記価格表と見積書を詳細にみると、前述の被上訴人の商標権を侵害する光ディスクの販売単価は最高130新台幣ドル、最低40新台幣ドルで、その平均は85新台幣ドルであり、妥当である。被上訴人はこれに対して不服を声明しておらず、上訴人等が被上訴人の商標権を侵害した光ディスクの部分について、平均小売価格85新台幣ドルを以って計算すべきである。被上訴人は上訴人の王○花、呉○愆、柳○仁に連帯して商標権が受けた損害金額2,557,735新台幣ドル($30,091$ 枚 $\times 85$ 新台幣ドル)を損害額として請求することができる。

(四) 本裁判所は上訴人が一つの海賊版ゲーム光ディスクで同時に他人の著作権と商標権を侵害していることを参酌する。理論上ではゲーム光ソフト価格の設定において、ゲーム光ディスクメーカーは該ゲームに投入した資金とコストに、ゲーム光ディスクメーカーによる生産者としてのゲーム光ディスクの品質に対する保証を加えた後、生産する同種のゲームの光ディスクに平均配賦している。前者はゲーム光ディスクの著作権の価値であり、後者はゲーム光ディスクの商標権の価値である。ただし消費者にとってゲーム光ディスクの真の価値は、それが提供する娯楽効果によって決まるはずである。即ち、ゲーム光ディスクの著作権部分は、ゲーム光ディスクが提供できる娯楽効果が高くなければ、たとえ著名なゲームメーカーが製造したものであっても、関連する消費者の購買意欲を高めることは難しく、従ってゲーム光ディスクの主要価値は、著作権部分で決定されるはずである。本件の商標権の算出部分は、押収された被疑侵害物数量で計算され、従って同一の被疑侵害物において著作権侵害の損害賠償額を算出し、さらに商標権侵害の損害賠償額を算出することは被上訴人が実際に受けた損害を上回る状況が発生しているため、150万新台幣ドルに酌減すべきである。上訴人等は40新台幣ドルから130新台幣ドルの価格で被上訴人が所有する刑事裁判添付資料1~6に示される商標権を侵害する模倣

商標光ディスクを販売したことを参酌し、上訴人等が共同で販売した価格と許諾された合法ゲーム光ディスクとの格差が大きく（市価の約1割）、この市場の消費者は該ゲーム光ディスクが模倣商標の商品であり、被上訴人が許諾した正規品ではないと容易に判別できるため、被上訴人が主張する上訴人等が販売した海賊版光ディスクの品質が低劣であることによる業務上の信用の損失については、根拠がない。被上訴人は業務上信用の損失を理由として、上記規定に基づき上訴人に連帯して100万新台幣ドルに上る業務上信用の損害を賠償するよう請求していることは、理由があるとは認めがたい。従って、被上訴人が上訴人の王○花、呉○恂、柳○仁に連帯して590万新台幣ドル（440万新台幣ドル+150万新台幣ドル）を請求することには理由があり、上記の範囲を超える部分の請求は認めるべきではない。

- (五) 著作権法第99条の判決が刑事判決を指すことについて、民事判決の掲載に関する規定にはすでに同法第89条にみることができ、かつ同法第99条の立法理由には本条が刑事訴訟法第315条規定を参考にして規定されたことが示されているため、本条の新聞紙掲載は刑事裁定を以って為すべきである。調べたところ、上訴人が被上訴人の著作財産権を侵害した事実は、上訴人が低価格で海賊版光ディスクを販売し、被上訴人の著作財産権を侵害し、消費者に正規版の代わりに海賊版を買おうとする投機的な心理を起こさせたことも、被上訴人の著作財産権にとって無形の侵害であり、被上訴人が著作権法第89条規定に基づいて、上訴人が連帯して費用を負担し、本件の民事最終事実審の判決書主文欄を縦25センチ×横19センチのサイズで、経済日報の第一面下半分に1日間掲載するよう請求することには理由があり、許可すべきである。被上訴人が著作権法第99条の規定に基づいて本件の刑事最終事実審の判決書主文及び事実欄を新聞に掲載するよう請求する部分については、刑事裁定を以って為すべきであり、被上訴人による本件刑事付帯民事訴訟手続請求は法に合わないため、許可しない。調べたところ、上訴人は低価格で海賊版光ディスクを販売し、被上訴人の著作財産権を侵害しており、すでに購入した者又は購入しようとする者はいずれもそれが海賊版光ディスクであり、被上訴人の会社が販売する正規品ではないことを明らかに知っており、被上訴人の社会における評価はこれにより減損されていないため、本件は被上訴人の名誉を侵害していないことから、被上訴人のこの部分の請求に理由があるとは認めがたい。

以上をまとめると、被上訴人は権利侵害行為を法律関係として、上訴人に連帯して5,900,000新台幣ドルとそれぞれ起訴状副本の送達翌日（即ち上訴人の王○花、呉○恂は2011年9月30日、上訴人の柳○仁は2011年10月1日）から支払い済みまで年5%での割合による利息を支払うとともに、上訴人が連帯して費用を負担し、本件の民事最終事実審の判決書主文欄を縦25センチ×横19センチのサイズで、経済日報の第一面下半分に1日間掲載するよう請求することにはいずれも理由があり、許可すべきである。前記の範囲を超える請求には理由がなく、棄却すべきである。上訴人が原判決により支払いを命じられた金額が前記の元金と利息の部分を上回った部分について、上訴人には理由があり、本裁判所は当該部分を取り消し、この部分について原審における請求及び仮執行申立の許可請求をいずれも棄却する。その他の上訴には理由がないので、棄却すべきである。

以上の次第で、本件上訴は一部に理由があり、一部に理由がないため、知的財産事件審理法第1条、第27条第2項、刑事訴訟法第490条本文、第369条第1項前段、第368条に基づき、主文の通り判決する。

2013年10月17日
知的財産裁判所第二法廷
裁判長 陳忠行
裁判官 曾啓謀
裁判官 熊誦梅

04 公平取引法関連

■ 判決分類：公平取引法

I 廃棄 IT 機器回収カルテル、業者の敗訴確定

■ ハイライト

2008年7月4日、緑電再生等の業者は廃 IT 機器共同回収処理協定書に共同で署名し、定期的に集會し、協定又はその他の形式の合意を以って、廃 IT 機器の買取価格、処理量、取引の相手方を決めていた。

公平取引委員会（日本の公正取引委員会に相当、以下「公平会」）は、業者の共同行為は国内廃 IT 機器処理市場の需給機能に影響を及ぼすに足るもので、公平取引法（日本の不正競争防止法、独占禁止法などに相当）における禁止規定に違反していると認定した。

2012年3月、公平会は、緑電等の業者13社を行政罰に処し、業者に違法行為を直ちに差し止めるよう命令した他、それぞれ20~240万新台幣ドルの過料（行政制裁金）を科したが、緑電、惠嘉電、博威特、宏青、緑建、大祈、大南方は、公平会の行政罰を不服とした。

緑電を始めとする業者は、環境保護署の委託を受けて廃棄物回収を行っており、政府にとって「行政助手（行政輔助人）」であるため、業者は「管理チーム」を共同で組織し、環境保護署の既定政策を徹底することを目的としている、と主張した。業者は環境保護署が発給した書簡を証拠として提出している。

しかしながら（行政最高裁判所の）裁判官は、業者が提出した書簡は環境保護署による権限委託とは関係がなく、環境保護署は業者に補助金の支払いや公権力の行使を委託していない、と述べている。

業者はさらに、行政院訴願委員会による公平会の原処分「取消」という訴願決定を証拠として提出し、公平会は訴願決定に基づいて処理していないと指摘していた。

しかしながら裁判所は、いわゆる訴願委員会による公平会の原処分「取消」という訴願決定は、公平会による廃家電回収業者の連合行為（カルテル）に対する処分の取消であり、本件の廃 IT 機器業者の連合行為に対する処分とは別件であると指摘している。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】102年度判字第686号

【裁判期日】2013年11月14日

【裁判事由】公平取引法

上訴人 緑電再生股份有限公司
上訴人 惠嘉電実業股份有限公司
上訴人 博威特実業股份有限公司
上訴人 緑建股份有限公司
上訴人 大南方資源再生股份有限公司
上訴人 大祈環保科技股份有限公司
上訴人 宏青企業股份有限公司
被上訴人 公平取引委員会

上記当事者間の公平取引法事件について、上訴人は2013年6月27日台北高等行政裁判所101年度訴字第1730号、第1747号判決を不服として上訴を提起し、本裁判所は次の通り判決する。

主文

上訴を棄却する。

上訴審の訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

被上訴人は、上訴人の緑電再生股份有限公司（以下「緑電公司」）、惠嘉電実業股份有限公

司（以下「惠嘉電公司」）、博威特実業股份有限公司（以下「博威特公司」）、宏青企業股份有限公司（以下「宏青公司」）、緑建股份有限公司（以下「緑建公司」）、大祈環保科技股份有限公司（以下「大祈公司」）、大南方資源再生股份有限公司（以下「大南方公司」）及び瑞原環保有限公司（以下「瑞原公司」）、久発環保工程股份有限公司（以下「久発公司」）、弘光環保有限公司（以下「弘光公司」）、全亞冠科技股份有限公司（以下「全亞冠公司」）、城鉞資源股份有限公司（以下「城鉞公司」）、佳龍科技工程股份有限公司（以下「佳龍公司」）等 13 社（以下、まとめて「被処分者」）はいずれも行政院環境保護署（以下「環保署」）に設立を許可され、審査・認証を経て補助受給資格を取得した廃 IT 機器処分業者であり、それらが廃 IT 機器共同回収処理協定書（以下「協定書」）に共同で署名し、廃 IT 機器買取価格、処理量、取引の相手方を協定又はその他の形式の合意を以って取り決め、国内廃 IT 機器処理市場の需給機能に影響をもたらした、公平交易法第 14 条第 1 項本文の連合行為（カルテル）の禁止規定に違反したとして、同法第 41 条第 1 項前段規定により処分書（以下「原処分」）の被処分者に処分書送達の翌日から、直ちに前項の違法行為を差し止めるよう命じるとともに、過料（行政制裁金）を科した。上訴人の緑電公司、惠嘉電公司、博威特公司、宏青公司、緑建公司、大祈公司、大南方公司是これを不服とし、行政訴願を提起したが、棄却された。さらに行政訴訟を提起し、原審裁判所は 101 年度訴字第 1730 号、第 1747 号判決を以って請求を棄却した。上訴人はなお不服として、その後本件上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人：訴願決定及び原処分における上訴人に関する部分を棄却する。
- (二) 被上訴人：上訴人の原審における請求を棄却する。

三 本件の争点

- (1) 上訴人等に公平交易法第 14 条第 1 項本文の連合行為（カルテル）に係る禁止規定に違反があるか否か。
- (2) 上訴人等は環境保護署の委託を受けて公権力を行使するものか、又は環境保護署の「行政助手」であるのか。
- (3) 原判決の「市場占有率の算出」、「原処分は比例原則と平等原則に違背せず」、「過料（行政制裁金）金額」の認定部分について、法規の誤適用、判決理由の不備又は判決理由の齟齬が有るか否か。

- (一) 上訴人主張の理由：略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被上訴人答弁の理由：略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

原判決は、2008 年 7 月から 2009 年 8 月までの間において、主務機関に登録され、補助受給機関資格を取得して競争関係にあった廃 IT 機器処理業者は上訴人等を含む被処分者 13 社のみであり、それらは 2008 年 7 月に協定書に共同で署名し、上訴人等は上記の協定という形式で互いに事業活動を拘束しあう合意に達し、かつ協定書の約定に基づく管理チームと作業センターの運営によって実質上、上記の事業活動を互いに拘束しあったという事実によって、水平競争関係にある同業者間において競争機能は全く無かったといえ、また市場における回収価格が一致しており、回収業者の価格交渉能力は失われ、取引需給の市場機能に影響をもたらされたとしている。原判決が上訴人等を含む被処分者 13 社が公平交易法第 14 条第 1 項本文の連合行為（カルテル）禁止規定に違反していると認めたことには、確かに根拠がある。

廃棄物清除法（廃棄物処理法）第 18 条第 5 項及び應回收廢棄物回收清除處理補貼申請審核管理辦法（回収すべき廢棄物の回収清掃處理に対する補助金申請審核管理弁法）第 3 条規定に基づき、処理業者は主務機関の処理業者登録証と補助金受給資格を取得する必要がある、それによって初めて検査・認証（訳注：回収すべき廢棄物回収処理量の検査・認証）と補助金の受取を行うことができる。該補助金は補助金受給資格を有する処理業者に直接支給され、回収業者と処理業者との間の買取価格はいずれも市場システムによって決定されなければならない、環境保護署が処理業者に補助金の代理給付や公権力執行を委託するものではない。これは該署 2011 年 11 月 28 日付書簡の内容から明らかである。

原判決は、国内の廃 IT 機器処理市場に参入したい業者は、主務機関が発行する処理業者登録証を取得するとともに、法により補助金受給資格を取得しなければならない、それにより初めてそれが分解処理する廃 IT 機器について検査・認証と補助金受給を行うことができ、主務機

関に登録を申請していないときは、廃 IT 機器の処理に従事してはならない、と説明している。上訴の趣旨において、上訴人は原判決が違法処理業者を市場シェアの計算に含めていないため、法規の誤適用と判決理由の不備などの違反がある云々と主張しているが、これは採用するに足らない。

原審は、被上訴人が上訴人に対して違法行為の差止めと過料に処すという裁量に斟酌した要因には、上記の公平交易法施行細則第 36 条関連事項を含むほか、被上訴人が所属する委員会が討論した後、法律の授權範囲において、違法行為の差止めと過料に処す決定を行っており、さらに原処分には裁量の濫用や怠惰がみられないため、比例原則に違反しているとは認め難い。それが得た心証の理由を詳述しており、調べたところ法に合わないところはなく、原判決に判決理由の不備があるとは言い難い。

原審は廃 IT 機器処理業者が割当センターへの参加期間及び調査期間に合わせて提出した事実証拠リストの記載に基づき、過料金額の考慮要素には、参加期間、取得した補助金額及び被上訴人の調査への協力の程度が含まれると説明しており、年間利益の多寡は含まれておらず、法に合わないところはない。上訴人がこれにこだわり、原判決は上訴人の年間利益の多寡を本件過料を考慮する要素に含めていないことは、法規の誤適用である云々と指摘しており、誤解があるようだ。原判決の第 40 頁には「年間利益の多寡は本件過料金額の考慮要素ではない」と記載されており、上訴人が指摘するような「（原審が）先に年商を処罰基準の一つとし、後に過料金額の考慮要素ではないとした」という判決理由の齟齬はみられない。

原審は、廃家電業者と廃 IT 機器処理業者はそれぞれ異なる市場に属し、その事件の状況、違法事実、市場の状況、罰則の考慮などが異なっているため比較できず、上訴人が別件の廃家電業者の連合行為（カルテル）による公平交易法違反に関する訴願決定にこだわり、原処分が平等原則に違反していると指摘しているが、これは採用できず、法令の誤適用の違反はないと認められる。

以上をまとめると、原審は職権に基づき証拠を調査し、弁論の趣旨と調査証拠を斟酌した結果、論理法則と証拠法則により事実を判断して判決しており、判決には法規の不適用や誤適用の違法はなく、また判決理由の不備があったとも言い難い。

以上の次第により、本件上訴には理由がない。行政訴訟法第 255 条第 1 項、第 98 条第 1 項前段、第 104 条、民事訴訟法第 85 条第 1 項前段により、主文の通り判決する。

2013 年 11 月 14 日

最高行政裁判所第五法廷

裁判長 黄合文

裁判官 林樹埔

裁判官 鄭忠仁

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2015 TIPLO, All Rights Reserved.